

被災資産に関する会計処理及び税務指導の標準化への提言
－災害損失引当金及び災害損失特別勘定について－

公認会計士・博士（学術）・税理士
平野秀輔

目次

はじめに	P 1
I 災害損失特別勘定の概要	P 2
II 災害損失特別勘定の実務における問題点	P 5
III 災害損失特別勘定の法令化への提言とその内容	P 7
おわりに	P 9

はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、まさに激甚災害であった。同年3月30日にJAグループ岩手管内の被災状況を見るために秋田市から盛岡市に入り、翌31日に道路が開通した岩手県沿岸地域に現地視察に派遣していただいた。その際に想像を絶する光景を目の当たりにし、医療や復興作業に直接携わらない業界に属する公認会計士・税理士として、被災した人々に、何らかの貢献をできる事はないかと、しばらくは悶々とした日々を過ごした。

そして同年5月より、被災したJAグループ関連法人において、東日本大震災関連業務として、主として義捐金関係の会計及び税務処理のほか、会計上における固定資産の減損処理及び災害損失引当金計上の妥当性を検討し、それに関連する法人税の申告指導を行ってきた。また、2012年2月には当時警戒区域¹であった福島県楡葉町、富岡町、大熊町、二葉町、浪江町、南相馬市に存在する被災固定資産について、現況を確認する機会をいただき、その後の会計処理及び法人税の申告指導に役立ててきた。

これらの業務については、脳裏に焼き付いた被災状況を再現させながらこなしてきたが、被災した資産に対する会計及び税務については、阪神・淡路大震災に関する処理について直接には経験していなかったため、諸基準及び関連法令等を一から確認するだけでなく、震災関連税制として、国は震災特例法を制定し、期限付きであるが様々

¹ <http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/111125d.pdf>

な税務上の対応がなされていたため、行政担当者の意見も通常業務よりはるかに多く聞きながら進めることとなった。

その中で、筆者がもっとも適用について円滑な対応ができなかったのは、被災した土地・建物等に対する評価損の計上と、修繕費用等に対する災害損失引当金の計上について、それぞれの会計上の測定及び法人税法における損金算入要件を満たすためにはどうしたら良いのか、という点である。しかし、これまでの業務経験から、前者に比し後者は、事前に十分な論点整理を行っておくことにより、今後において激甚災害が発生した場合には、より迅速な業務が可能と考えられ、また災害損失引当金は東日本大震災のような激甚災害以外にも会計上は計上される場合があり、加えて法人税における取扱いをより明確にすることにより会計上の測定にも寄与することが考えられるため、本稿においては会計上の災害損失引当金の損金算入を認めている災害損失特別勘定に限定して述べていく。なお、後述するように、災害損失特別勘定は国税庁通達であり、法人税法等の法令で定められたものではないが、その法制化への提言も含めて本稿は意見を述べている。また本稿の対象は、これも後述するように IAS37（引当金の要件）の関係から IFRS 適用企業に関してではなく、²それ以外の法定監査対象企業のみならず、広く中小企業を想定するものである。

I 災害損失特別勘定の概要

災害損失特別勘定は、国税庁が公表した「阪神・淡路大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて（以下「阪神・淡路費用通達」という。）」³及び「東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて（法令解釈通達）（以下「東日本費用通達」という。）」⁴において定められた、被災資産に対する復旧費用の見積りについて、損金性を認めるものである。

（1）災害損失特別勘定の意義

災害損失特別勘定とは、法人が、災害のあった日の属する事業年度等（以下「被災事業年度等」という。）において、被災資産の修繕等のために要する費用の見積額として後述（2）に挙げる繰入限度額以下の金額を被災事業年度等において損金処理した場合に、それを認めるものである（阪神・淡路費用通達 2、東日本費用通達 2）。ただし、これは法人税法ならびに租税特別措置法及びその関連政令・規則に定められたものではなく、あくまで「国税庁通達」として発せられたものである。

これが認められている根拠は、被災資産⁵につき修繕等を余儀なくされることとな

² 基本的には、公認会計士法施行令 7 条の 2 に規定される会社の規模未滿の株式会社、その他協同組合等を想定して述べている。

³ 課法 2-1 課審 4-11 査調 4-1 平成 7 年 2 月 27 日

⁴ 課法 2-3 課審 5-5 査調 4-3 平成 23 年 4 月 18 日

⁵ 次に掲げる資産で災害により被害を受けたものをいう。（東日本費用通達 1（2））

イ 法人（連結法人を含む。以下同じ。）の有する棚卸資産及び固定資産（契約により賃借人が修繕等を行うこととされているものを除く。）

った損失の発生した被災事業年度と、実際に修繕費用等を支出した事業年度とが乖離することにより生ずる過度の税負担を回避するためである。つまり、被災資産を引き続き事業の用に供する場合に、法人税の所得の金額の計算上、損金の額に算入されるものとしては、① その資産の価値が減少したことによる評価損と② 原状回復のための修繕費用等があり、前者の評価損は災害のあった日を含む事業年度で計上できるが、後者の修繕費用等は、法人税法上の取扱いとしては修繕等を行った事業年度で損金の額に算入することが原則となっているため、そこから生ずる乖離を少なくすることにこの目的がある。⁶ただし、災害により被害を受けた資産を有姿除却した場合、及び当該資産について評価損を計上した場合には、その資産の修繕等に要する費用は、一定のものを除き災害損失特別勘定の繰入対象とはならない。⁷⁸

企業会計上は、【日本公認会計士協会、2011】P3によれば、「撤去費用等は、決算日までに実施されたものは未払金に計上し、また、決算日後に実施が予定されているものについては、企業会計原則注解（注18）の要件を満たすことを条件に引当金として計上することになると考えられる。（中略）原状回復費用等は、修繕費に準じた会計処理になると考えられる。（中略）資本的支出として認められない原状回復費用等又は引当金繰入額は、原則として、当該損失を示す適当な名称を付した科目をもって、損益計算書の特別損失として計上することになると考えられる。」とされており、「災害損失引当金」等の名称で処理されたことも多かったと考えられる。⁹¹⁰

ロ 法人が賃借をしている資産又は販売等をした資産で、契約により当該法人が修繕等を行うこととされているもの

6 【国税庁、2011】Q1 A

7 法人税基本通達 7-7-2 又は連結納税基本通達 6-7-2 の適用を《有姿除却》を受けた資産については、「被災資産の取壊し又は除去のために要する費用」及び「被災資産の原状回復のために要する費用」に限り、災害損失特別勘定の繰入れの対象とすることができる（東日本費用通達 2 注解 2（1））。

8 法人税法第 33 条第 2 項の規定により評価損を計上した資産については、「土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用」及び「被災資産の損壊又は価値の減少を防止するために要する費用」に限り、災害損失特別勘定の繰入れの対象とすることができる（東日本費用通達 2 注解 2（2））。

9 「被災した建物や設備等に関して、将来発生する撤去・取壊費用、復旧・原状回復や修繕に要する費用、又は移転に要する費用等について、災害損失引当金等の科目により引当金が計上されている事例がみられる」、「注解 18 の考え方に照らせば、当期以前に発生した災害を直接の原因とする費用については、他の要件を美緒たす限り引当金を認識することになると考えられる。このため、将来の建物や設備等の撤去・取壊費用については、撤去・取壊を行う以外に選択肢がない場合には、引当金を認識することになると考えられる。また、将来の復旧・原状回復や修繕に要する費用についても、関連する支出が原状回復や修繕を超えて価値を増加させる場合、すなわち、資本的支出となる額を除き、引当金を認識することになると考えられる。」【日本公認会計士協会 2013】P30～P31。

10 【日本公認会計士協会 2013】P31 では、「（参考）IAS37 に照らして」として、「期末までに実行されていない将来の建物や設備等の撤去・取壊費用、復旧・原状回復や修繕に要する費用については、仮に当該建物や設備等を放置すれば不要となるため、期末日前に災害が発生したが、未だ実行されていない災害対応に要する費用については、通常は現在の

そこで国税庁は、「法人が災害損失特別勘定への繰入額に相当する金額を、特別損失又は災害損失引当金等の流動負債として処理している場合であっても、その内容が災害損失特別勘定であり、その損金算入及び益金算入に当たって、災害損失特別勘定に関する所要の明細書が確定申告書若しくは連結確定申告書（以下「確定申告書等」という。）又は中間申告書等に添付されているときには、法人が行った処理を災害損失特別勘定として経理したものと取り扱ったとしても、特に課税上の弊害は生じない」¹¹としている。

（２）災害損失特別勘定への繰入限度額

次の①又は②に掲げる金額のうちいずれか多い金額とされている。ただし、被災資産のうち災害損失特別勘定の繰入対象とするものに係る保険金、損害賠償金、補助金等（以下「保険金等」という。）により補填される金額がある場合には、その保険金等の金額の合計額を控除した残額となる（東日本費用通達 2）。

- ① 被災資産（その被害に基づき評価損を計上したものを除く。）の被災事業年度等終了の日における価額がその帳簿価額に満たない場合のその差額に相当する金額。
- ② 被災資産について、災害のあった日から 1 年を経過する日までに支出すると見込まれる次に掲げる費用（以下「修繕費用等」という。）の見積額。ただし、被災事業年度等終了の日の翌日以後に支出すると見込まれる金額に限る。

- イ 被災資産の取壊し又は除去のために要する費用
- ロ 被災資産の原状回復のために要する費用（被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含む。）
- ハ 土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用
- ニ 被災資産の損壊又は価値の減少を防止するために要する費用

（３）修繕費用等の見積りの方法

修繕費用等の見積額は、修繕等を行うことが確実に見込まれる被災資産について、例えば次の金額によるなど合理的な方法で見積もるものとされている（東日本費用通達 3）。

- ① 修繕を請け負う建設業者、製造業者等による被災資産に係る修繕費用等の見積額
- ② 相当部分が損壊等をした被災資産につき、次のイからロを控除した金額
 - イ 再取得価額又は国土交通省建築統計年報の建築価額等を基礎として、その取得の時から被災事業年度等終了の日まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額
 - ロ 被災事業年度等終了の日における価額

（４）災害損失特別勘定の取崩し

災害損失特別勘定の金額は、原則として、災害のあった日から 1 年を経過する日

債務は存在しないものと考えられ、一般的には、引当金の認識要件は満たさないものと考えられる。」としているため、本稿の範囲から IFRS 適用企業は除外することとした。

¹¹ [国税庁, 2011]Q4 A。ただし、この場合でも、災害損失特別勘定に関する明細書の添付は必要となる。

の属する事業年度等（以下「1年経過事業年度等」という。）において、当該1年経過事業年度等終了の日における当該金額を取り崩して益金の額に算入する（東日本費用通達4）。ただし、被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により1年経過事業年度等終了の日までに完了しなかった場合には、所轄税務署長（又は国税局長）の確認を受けることにより、修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等（以下「修繕完了事業年度等」という。）を1年経過事業年度等とすることができる（東日本費用通達5）。

II 災害損失特別勘定の実務における問題点

災害損失特別勘定の概要は上記の通りであるが、実務においてこれを適用する場合には以下のような問題点があった。

(1) 震災の定義

東日本大震災の場合、東日本通達では災害とは「東日本大震災をいう」¹²とされており、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」第2条によれば、「この法律において、「東日本大震災」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。」とされている。原子力発電所の事故による災害は、平成23年3月11日に福島第一原子力発電所に津波が到来し、翌12日に1号機が、3月14日に3号機が、その翌日15日に4号機がそれぞれ水素爆発し¹³、2号機も含めてその後も様々な被害がもたらされており、その影響については現時点においても継続しているとも考えられる。しかし、「東北地方太平洋沖地震」については、どの時点までの地震をそれととらえるのか、例えば、本震の後の余震はどの時点までに発生したものがそれに含まれるのか、という点が疑問となった。

(2) 被災事業年度等の定義

東日本通達において、「災害のあった日の属する事業年度等」が「被災事業年度等」とされている。すると「等」とあるため、その範囲が広く解釈されてしかるべきではないかとも考えられたが、実際にそれが複数年度にわたって適用されるのかという点に関して、実務上は躊躇した。

(1) 及び (2) に共通する事例として、宮城県内の法人においては、平成23年3月11日には津波被害により沿岸部を中心に甚大な被害があり、平成23年3月31日に終了する事業年度に災害損失特別勘定を計上した事例は多いであろう。¹⁴ それに加えて、同仙台市内の法人においては平成23年4月7日に発生した震度6強

¹² (東日本費用通達1(1))

¹³ <http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/outline/index-j.html>

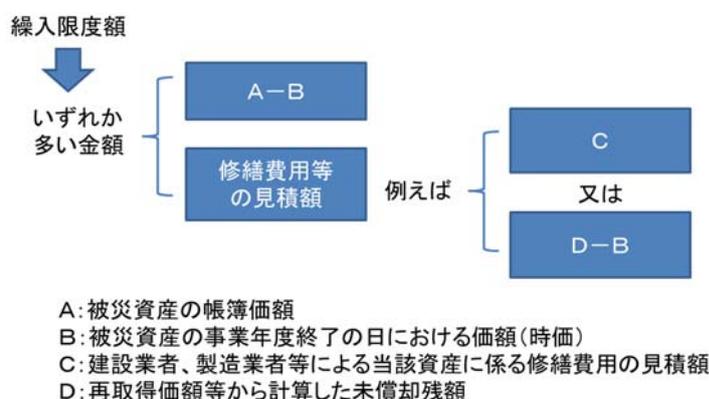
¹⁴ 災害損失特別勘定は損金経理が要件とされているが、【国税庁, 2011】Q3A では、「ただし、3月決算法人で、今回の費用通達の公表時に、既に決算手続が終了しており、災害損失特別勘定の損金経理をできなかった等やむを得ない事情がある場合には、特例的に申告調整での損金算入を認める」としている。

の余震によって深刻な損害を受けた建築物も多い。すると 3 月決算法人の場合、平成 23 年 4 月 1 日に開始する事業年度においても、会計上は災害損失引当金を追加計上することが考えられるが、法人税の所得計算において、新たに災害損失特別勘定の損金算入ができるのか、つまり、「災害のあった日の属する事業年度」は同一法人について、複数事業年度に渡り存在するということが良いのか、という疑問が生じた。

(3) 金額の見積りの困難性及び会計上の引当てとの関連

災害損失特別勘定は、その被害に基づき評価損を計上したものを除き、被災資産の被災事業年度等終了の日における価額が帳簿価額を下回っている場合の金額もしくは、修繕費等の見積り費用額のいずれか多い方について認められている。

図 1 災害損失特別勘定の繰入限度額



ここまでまず、被災事業年度終了の日における価額、すなわち「時価」であるが、基本的に被災した償却資産は時価が下落していることが考えられる。しかし、激甚災害を受けた状況において、速やかに不動産鑑定評価をとることも困難であったし、被災前に付されていた固定資産税評価額は前提が異なるため、それを参考にすることも基本的には考えられなかった。また、修繕等の見積り費用の額であるが、東日本通達の「例えば」のように行おうとした場合、「建設業者、製造業者等に見積額は被災した法人の所在地近郊の工事請負業者等も同様に被災者であり、さらに被災者の救出及び膨大な瓦礫の処理等にもあたっていたので、迅速な見積りの入手が困難であった。また、「再取得価額又は国土交通省建築統計年報の建築価額等を基礎とした未償却残額」を算定しても、時価の算定が困難であったため、その差額を求める事は容易ではなかった。さらに、被災等による資材価格及び人件費の高騰¹⁵により、損失見積額が時間の経過と共に逡増している事実もあった。¹⁶

¹⁵ [橋本 2013]P24 によれば、「仙台の型枠工事と鉄筋工事は、コンクリート工事よりも早い平成 23 年 9 月調査時点から上昇傾向にあり、四半期ごとの調査では価格は常時値上がりしている。平成 25 年 3 月調査価格は、平成 23 年 3 月調査値と比較して型枠工事で 62.3% (4,300 円)、鉄筋工事で 45.2% (45,000 円) と大きく上昇し」とある。

¹⁶ これについて [国税庁, 2011]Q10A では「災害損失特別勘定の繰入れの対象となる「災害のあった日から 1 年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等」は、あく

また、評価損を計上した資産には、「土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用」及び「被災資産の損壊又は価値の減少を防止するために要する費用」に限ってしか災害損失特別勘定の繰り入れが認められていないため、会計上評価損を計上し、かつ当該修繕見積額について引当金を計上する場合には、会計と税務の乖離が生ずることが考えられた。¹⁷

(4) 見積り内容が災害のあった日から1年以内に支出すると見込まれる修繕費用等となっていること

例えば、2月決算の企業の場合、大震災の発生は既に新事業年度になっており、平成24年2月末時点で復旧工事の終了していない固定資産等については、震災の発生から一年以内に修繕費用等が支出されないことは、ほぼ明らかであった。かような場合に、災害損失特別勘定を、平成24年2月期で計上できるのか、という疑問が生じた。ただし、「法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合には、「災害のあった日から1年を経過する日」は、「修繕等の工事に着手できることとなる日から1年を経過する日」と読み替えることができる。」(東日本通達2(注)1)とされ、また、前述したように、被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により1年経過事業年度等終了の日までに完了しなかった場合には、その延長も認められていることも考慮することになった。

Ⅲ 災害損失特別勘定の法令化への提言とその内容

まず、災害損失特別勘定が阪神・淡路費用通達及び東日本通達だけによって公表されているという点に筆者は大きな疑問を感じている。近年の日本において、東日本大震災以後に生じた災害(地震だけではなく暴風雨・豪雨などによるものを含む)も多い。¹⁸それらは被災都道府県数や被害者数及び被災面積等では、東日本大震災より限定的であると考えられるが、一法人としては、災害損失引当金の計上が会計上は必要となる、と想定される。かような場合、東日本通達のようなものが発表されなければ、その被災法人に対して東日本大震災の被災法人と同等の課税上の恩典を与えないこととなる。すると、いかに政策的な取り扱いといえども、¹⁹同じような状況にある法人

までも「見込まれる」ものをいいますので、暫定的な修繕計画に基づく見込額でも差し支えありません。このため、災害のあった日から1年を経過する日までに修繕等を完了することを予定している計画に基づく見積額であれば、建設業者、製造業者等が対応できなくなるおそれがある場合であっても、その修繕等に係る費用を災害損失特別勘定の繰入対象とすることができます。」としていた。

¹⁷ [長谷部 他 2011]P23 では、この場合には「一方で、おそらく会計上かなり引当て等がなされます。損金不算入部分がかかり出てくるのではないかと思います。」としている。

¹⁸ 東日本大震災の後、激甚災害として指定されたものは21件となっている(2016年2月12日閲覧) [内閣府 2015]。

¹⁹ [渡瀬 2008]8頁によれば、租税優遇措置とは概念的に曖昧としながらも、「政策目的のために、課税の公平と税収の確保をある程度犠牲にして、特定の経済活動・部門・主体

に対して課税の公平性を欠くことになるかと考える。一方で、災害損失特別勘定は納税者に有利な内容であるため、慣習法として成立を認められても良いのではないかと考えられが、²⁰申告に際して添付する別表の記載の仕方は東日本大震災等に限定して作成されており、他の災害には使用できないばかりか、やはり通達は租税法の法源とはならないと一般的には解されているため、²¹災害損失特別勘定は法人税関係法令として明文化されることが望まれる。ただし、この際には適用される災害等について、所轄財務所長もしくは国税局長の承認を要するとするような扱いも、一方では必要となるであろう。それにより、被災固定資産について画一的に災害損失特別勘定繰入額を損金算入できるとすれば、法令及び実務の取扱いが災害発生前により研究されることになり、災害が起きてからの会計処理や税務対応などに費やす時間が削減され、限られた人的資源をより災害処理や復興に向けることになり、社会全体の要請に応えることになるのではないかと考える。

次に、Ⅱ（１）及び（２）で述べた「災害の範囲」と「被災事業年度等の定義」であるが、筆者は余震についても「災害」に該当すると解釈し、実務では４月の余震について受けた損害についても、災害損失特別勘定の適用対象として扱った。よって、３月決算法人の場合、平成 23 年 3 月 11 日の本震において損害を受けた固定資産等について平成 23 年 3 月 31 日に終了する事業年度において災害損失引当金繰入額を損金算入したが、当該時点においては適用対象外であった平成 23 年 4 月 7 日に発生した余震によって被害を受けた固定資産については平成 24 年 3 月 31 日に終了する事業年度に災害損失引当金繰入額を損金算入した。つまり平成 23 年 3 月期及び平成 24 年 3 月期の 2 期に渡り、法人税の申告において災害損失特別勘定の新規繰入額として損金算入を行った。このような解釈論ではなく、災害の範囲及びそれが適用される期間も、明文化される必要があると考える。

Ⅱ（３）で述べた、「金額の見積りの困難性及び会計上の引当てとの関連」については、[国税庁, 2011]Q10A では「暫定的な修繕計画に基づく見込額でも差し支えありません。」としているため、あまり厳密なものでなくて構わないとも解釈された。しかしながら、企業会計上、見積りに対する証拠としての要件を満たす必要があることから、できる範囲内で業者見積りを取るよう努めた。一方で中小企業等の実務を考慮すると、例えば貸倒引当金の会計及び税務のように、例えば被災事業年度末における帳簿価額

に税の減免と繰延という優遇措置を与える」ものとしている。

²⁰ [酒井 2010]P180によれば、「学説上は租税慣習法が租税法律主義に反するとする見解と、反しないとする見解に分かれている。」とされているが、[金子 2015]P107では「納税義務を免除・軽減し、あるいは手続要件を緩和する取扱いが、租税行政庁によって一般的にしかも反復・継続的に行われ（行政先例）、それが法であるとの確信（法的確信）が納税者の間に一般的に定着した場合には、慣習法としての行政先例法の成立を認めるべきであり、租税行政庁もそれによって拘束されると解するべきである。」としている。

²¹ [金子 2015]P108によれば、「通達は上級行政庁の下級行政庁への命令であり、行政組織の内部では拘束力をもつが、国民に対して拘束力を持つ法規ではなく、裁判所もそれに拘束されない。したがって、通達は租税法の法源ではない。」としている。

の 2 分の 1 基準等²²の画一的な代替基準があってもしかるべきではないかとも考えられる。また、時価が把握できるのであれば、会計上も東日本通達と同様に、単純に帳簿価額と時価との差額を災害損失引当金として計上することも妥当とする取り扱いを示してもよいのではないかと考える。

最後に、Ⅱ(4)「1年以内に支出すると見込まれる修繕費用等」についてであるが、筆者は文理解釈として、「災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる」とされているため、①上記(2)で述べたように、もともと災害のあった日が3月11日とは特定できないのではないかと、②支出すると見込まれるというのはあくまで見込みであり、さらには③やむを得ない事情により1年経過事業年度等終了の日までに修繕が完了しなかった場合にはその延長もあり得ることから、仮にそれが災害のあった日から一年以内に支出できないことが、時間的に明らかであったとしても、修繕費用を支出する予定がある場合にこれを計上しても、通達の趣旨に反するものではないと考え、これについても災害損失引当金繰入額を災害損失特別勘定として損金算入した。さらに、福島県内における原子力発電所周辺の固定資産については、「1年経過事業年度等」を5年先の事業年度末として承認を受けることもあった。期間について言えば、もともと条件付債務ではない²³引当金である災害損失引当金について、むやみにその見積事業年度の期間を伸ばすことには反対であるが、例えば中期計画期間とされる「3年」以内の支出見積について、これを認めるという画一的な取り扱いも必要ではないかと考える。

おわりに

激甚災害が発生した場合、その処理及び復興には多大な資金及び労力を必要とし、また、それに伴う精神的苦痛にも耐えなければならない。そのような環境で、会計や税務の業務に求められるものは、画一的な処理であり、簡便的な取り扱いをも含めた「標準化され、公表された取扱い」であると考えられる。被災処理が終了した後の復興推進計画制度における税制上の特例は相当の意義があると考えられるが、²⁴被災直後から復興以前の期間における迅速な会計及び税務上の取り扱いを指導することこそが早急に処理しなければならない事項であり、法令と共に公認会計士協会としても予めそれについて検討し、文書化し、公表しておくことが望まれる。

「災害に備える」という場合に、一般論としては、非常食を準備しておく、避難経路を確認しておく、連絡網を再確認しておく、等があげられるが、我々公認会計士の仕事としては、想定される事態に対して会計処理方法及び税務指導体制を準備し、震災が起きた場合には、迅速かつ円滑にそれに対応し、被災者に対し、幾ばくかの安心を与えられるようにしておくことが使命となろう。²⁵

²² [日本公認会計士協会, 2000]P29.144 及び法人税法施行令 96 条 3 号。

²³ 中小企業の会計に関する指針 49. 引当金の区分

²⁴ [磯崎 2012]P22。

²⁵ [防災対策推進検討会議 2012]P37 では、「大規模災害からの速やかな復興のため、発

日本公認会計士協会においても、さまざまな引当金について法人税法上も認めるように要望している。²⁶その中に、災害損失特別勘定を法令に加え、広く適用できるようにすることについても要望していくことを個人的には期待している。

引用文献

- ・磯崎初仁．“東日本大震災復興特別区域法の意義と課題
- 円滑・迅速な復興と地方分権 -.” 自治総研通巻 403 号, 2012.
- ・橋本真一．震災復興地域における建設資材・工事費単価等の推移と動向.
www.kensetu-navi.com/bunseki/report/1306/pdf/report1306_04.pdf, 2013.
- ・金子宏．『法律学講座叢書 租税法 第 20 版』．弘文堂, 2015.
- ・国税庁．“東日本大震災関係諸費用(災害損失特別勘定など)に関する法人税の取扱いに係る質疑応答事例.” 2011 年 4 月.
- ・酒井克彦．『フォローアップ 租税法 租税研究の道しるべ』．財経詳報社, 2010.
- ・増山裕一．アメリカの災害税制と東日本大震災 (下) (経済学部特集号).
大阪経大論集 64(2), 75-99, 大阪経済大学, 2013.
- ・長谷部充哉、小笠原直、藤曲武美．“被災地の現状からみる“復興実務”．
税務広報 [税務経理協会], 2011: 10~37.
- ・渡瀬義男．“「租税優遇措置－米国におけるその実態と税制を中心として－”
レファレンス No695, 2008: 7-27.
- ・内閣府．“過去 5 年の激甚災害の指定状況.” 防災情報のページ. 2015.
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/gekijinhukko/list.html>.
- ・日本公認会計士協会.
“会計制度委員会研究資料第 3 号「我が国の引当金に関する研究資料」.” 2013.
- ・日本公認会計士協会.
“会計制度委員会報告第 14 号 金融商品会計に関する実務指針
最終改正平成 27 年 4 月.” 2000.
- ・日本公認会計士協会．“会長通牒 平成 23 年第 1 号東北地方太平洋沖地震による災害
に関する監査対応について.” 2011.
- ・日本公認会計士協会．“平成 28 年度税制改正意見・要望書.” 2015.
- ・防災対策推進検討会議．“最終報告～ゆるぎない日本の再構築を目指して～”．
中央防災会議, 2012.

災後その都度特別立法を措置するのではなく、復興の基本的な方針の策定、関係行政機関による施策の総合調整等を行う復興本部の設置等を可能とする復興の枠組みをあらかじめ法的に用意すべきである。」としている。また [増山 2013]P97 では、「我が国では、国税庁は中央防災会議のメンバーでないため災害放映と税制の不整合が生じている。」ともしている。

²⁶ [日本公認会計士協会, 2015]